

ルールを守って犬を飼いましょう

犬を飼うということは家族が増えるということですが、犬が暮らしやすい環境を整え、愛情と責任をもち、ルールを守って飼いましょう。

最後まで責任を持って飼いましょう
習性や生態を理解し、終生飼いましょう。


狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう
狂犬病は、感染して症状が出た場合、人も犬も100%死亡する恐ろしい病気です。予防のため毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせましょう（狂犬病予防法第5条）。

町への登録を忘れずに
犬を飼い始めたら狂犬病予防注射を受け、町に登録しましょう（狂犬病予防法第4条）。

犬の放し飼いは禁止です
綱や鎖でつなぐか、柵や檻等の囲いの中で飼いましょう。

ふんの後始末は飼い主の責任です
道路や公園等の公共の場所や、他人の土地や建物をふんで汚さないよう、必ず飼い主の責任で始末しましょう。

問合せ
環境農林課
環境保全担当
☎ 165



～より良い未来をつくるため。～
平成28年社会生活基本調査
腰越地区にお住まいの方へ

総務省では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。
この調査では、国民の生活時間の使い方やさまざまな活動状況を調べ、暮らしや社会のための基礎資料として活用します。10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、統計調査の趣旨をご理解いただき、回答をお願いします。

問合せ 埼玉県統計課 人口統計担当
☎ 048-830-2314

防衛省採用試験
自衛隊一般曹候補生

受験資格 平成2年4月2日～平成11年4月1日に生まれた方
受付 9月8日（木）まで
1次試験 9月16日（金）、17日（土）のうち指定する1日
第一次合格発表：9月30日（金）

問合せ 防衛省 自衛隊埼玉地方協力本部 熊谷地域事務所
☎ 048-522-4855
(熊谷市筑波3-90-1 国際ビル2階)

第18回彩の国埼玉環境大賞
候補者募集！

県内の環境保全活動を促進するため、他の模範となる優れた取組を埼玉県知事が表彰します。

資格 県内で活動する団体、事業者、個人
*自薦、他薦は問いません
応募 9月30日（金）まで
*詳細は、埼玉県環境部環境政策課HPをご覧ください。

問合せ 埼玉県環境政策課
☎ 048-830-3019

埼玉県議会 フォトコンテスト 作品募集中

県内で撮影された未発表の作品であれば、どなたでも応募できます。応募要領は埼玉県議会HPをご覧ください。

部門・規格
*一般写真部門：四つ切り（ワイド可）またはA4
*モバイル写真部門：2メガ程度の画像データ
テーマ 各部門共通
A 埼玉の四季 B 自由（フリーテーマ）
応募締切 11月16日（水）午後5時必着
問合せ 埼玉県議会事務局 政策調査課
☎ 048-830-6257

～パパ・ママ応援ショップ事業～ **優待カードを配布しています！**

埼玉県では、市町村と共同で子育て（妊娠中～中学3年生までのお子さんがいる）家庭を支援する「パパ・ママ応援ショップ事業」を実施しています。この事業は、「みんなで子育て家庭を応援する」「企業、地域、行政が一体となって子育てを応援する」「子供を生み育ててよかったと実感できる社会にする」を目的としています。

皆さんは、優待カードを協賛店（平成28年6月30日現在20,571店）に提示することで、割引等のサービスを受けられます。協賛店には「協賛ステッカー・ポスター」が掲示されています。

現在カードをお持ちの方 カードの有効期限を確認してください。有効期限が切れてしまっているカードは、平成31年3月31日までお使いいただけるカードと交換します。

未就学児がいる方、妊娠中の方で、カードの発行を希望する方 子育て支援課（役場1階）・子育て支援センター・パトリアおがわ（健康福祉課）・児童館で配布します。母子健康手帳をご持参ください。

事業主の皆さんへ 協賛店を募集しています。協賛店に登録すると、子育て家庭に優しい企業としてイメージアップを図ることができ、県HPに企業名、所在、電話番号、特典、PRが掲載されます。登録は、子育て支援課で随時受け付けますので、ご協力をお願いします。

注意事項（カードの返却） 新しいカードの有効期限は平成31年3月31日ですが、未子が満15歳になって最初に迎える3月31日を経過した場合には、カードは有効期限となるため、子育て支援課に返却してください。

優待カードは全国で利用できます！

今年4月から、パパ・ママ応援ショップ優待カードが全国の子育て支援パスポート事業協賛店舗でも利用できるようになりました（一部例外を除く）。詳細は埼玉県HPをご覧ください。

問合せ 子育て支援課 子育て支援担当
☎ 193、FAX 74-2341



新優待カード

児童手当「現況届」提出はお済みですか

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引続き受給する要件（児童の監護・生計関係）を確認するための大切な届出です。

*提出がない場合、10月期（6月～9月分）以降の支払いを差し止める場合がありますのでご注意ください。また、提出が遅れると、次回の支払い（10月7日）に間に合わない場合があります。

児童扶養手当「現況届」：8月31日まで
特別児童扶養手当「所得状況届」：9月12日まで 提出をお願いします

現況届（所得状況届）は、毎年8月分以降の手当を受給できるか確認するための大切な届出です。受給者には通知を送付しますので指定の期間内に提出してください。

*提出がない場合、8月分以降の手当は支給されません。また、提出が遅れると、年内の支払いに間に合わない場合があります。

問合せ 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ 193